

## 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の概要

健全化判断比率とは、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標からなり、それぞれ、早期健全化基準（イエローカード）、財政再生基準（レッドカード）が定められています。

各比率のいずれかが、定められた基準以上であった場合は、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられています。

(単位：%)

比率名	平成23年度 決算	平成24年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準	説明
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率 (3か年平均)	14.0	13.5	25.0	35.0	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（前年度比0.5ポイント改善）
中核市順位	(40/41)	(39/41)			
将来負担比率	204.0	196.5	350.0	—	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率（前年度比7.5ポイント改善）
中核市順位	(41/41)	(41/41)			

- 【備考】・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載しています。  
・平成24年度決算分の中核市順位は、各市の速報値を基に掲載しています。

各比率は、昨年度同様いずれも基準をクリアしています。

➤詳細は、次ページ以降をご覧ください。

### ①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。実質的な赤字が市税等の標準的な一年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示す指標であり、数値が大きいほど、財政運営が厳しい状況であることを示しています。

#### 【標準財政規模】

健全化判断比率を算定する際の基準額として用いられる額で、地方交付税算定上の地方公共団体の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額を加算した額

平成24年度 74,543,625千円

(参考) 平成23年度 74,185,892千円

#### 【一般会計等】

一般会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、土地区画整理事業特別会計、市街地再開発事業特別会計、公共用地取得事業特別会計、母子・寡婦福祉資金貸付金特別会計

(単位：千円)

$$\begin{array}{l} \text{平成24年度実質赤字比率} \\ \text{—} \end{array} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \\ \text{0}}{\text{74,543,625}} \times 100 \\ \text{標準財政規模}$$

(参考)

$$\begin{array}{l} \text{平成24年度実質黒字比率} \\ \text{0.08} \end{array} = \frac{\text{一般会計等の実質黒字額} \\ \text{62,153}}{\text{74,543,625}} \times 100 \\ \text{標準財政規模}$$

$$\begin{array}{l} \text{平成23年度実質黒字比率} \\ \text{0.10} \end{array} = \frac{\text{一般会計等の実質黒字額} \\ \text{74,343}}{\text{74,185,892}} \times 100 \\ \text{標準財政規模}$$

平成24年度決算における一般会計等の実質収支については、「62,153千円」の黒字であったことから、実質赤字比率は「—」表記となります。

なお、実質黒字額としては、平成23年度が「74,343千円」であったことから、「12,190千円」の減額となりましたが、実質黒字比率としては、ほぼ横ばいになります。

### ②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字と黒字を合算して、奈良市全体の資金の不足の程度を指標化したものであり、数値が大きいほど、奈良市全体としての財政運営が厳しいことを示しています。

(単位：千円)

$$\begin{array}{l} \text{平成24年度連結実質赤字比率} \\ \text{—} \end{array} = \frac{\text{連結実質赤字額} \\ \text{0}}{\text{74,543,625}} \times 100 \\ \text{標準財政規模}$$

(参考)

$$\begin{array}{l} \text{平成24年度連結実質黒字比率} \\ \text{4.42} \end{array} = \frac{\text{連結実質黒字額} \\ \text{3,302,112}}{\text{74,543,625}} \times 100 \\ \text{標準財政規模}$$

$$\begin{array}{rcl}
 \text{平成23年度連結実質黒字比率} & & \text{連結実質黒字額} \\
 4.12 & = & \frac{3,058,616}{74,185,892} \times 100 \\
 & & \text{標準財政規模}
 \end{array}$$

【会計別収支】

○平成24年度実質収支額

会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	繰り越すべき財源	実質収支額	23年度 実質収支額等
一般会計等	142,976,705	142,780,738	195,967	133,814	62,153	74,343
国民健康保険 特別会計	35,997,678	35,466,749	530,929	0	530,929	473,513
介護保険 特別会計	23,284,048	22,949,386	334,662	0	334,662	10,488
駐車場事業 特別会計	326,924	326,924	0	0	0	0
後期高齢者医療 特別会計	4,547,955	4,526,010	21,945	0	21,945	15,000

○公営企業会計(法適)にかかる資金不足額等

会計名	流動負債	控除未払金等	流動資産	控除財源	資金不足額 ・剰余額	23年度 実質収支額等
水道事業会計	840,043	0	3,177,206	8,901	2,328,262	2,473,636
病院事業会計	143,216	0	1,903,162	1,751,940	8,006	11,636

○公営企業会計(法非適)にかかる資金不足額等

会計名	歳出額	歳入額	繰越額	繰越額にかかる 未収入特定財源	資金不足額 ・剰余額	23年度 実質収支額等
下水道事業費 特別会計	10,238,725	10,346,035	598,459	491,149	0	0
針テラス事業 特別会計	94,757	94,757	0	0	0	0
簡易水道事業 特別会計	505,704	521,859	0	0	16,155	0

連結実質収支額 合計	3,302,112	3,058,616
------------	-----------	-----------

平成24年度決算におけるすべての会計の実質収支については、「3,302,112千円」の黒字であったことから、連結実質赤字比率は「一」表記となります。

なお、平成23年度が「3,058,616千円」の黒字であったことから、「243,496千円」黒字が増額したことになり、実質黒字比率としては、平成23年度の「4.12%」から平成24年度の「4.42%」へと改善したことになります。

### ③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。実質的な借入金の返済額が、市税等の標準的な一年間の収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、資金繰りの危険度を示しています。

#### 【元利償還金】

借入金（地方債）の返済額及びその利子

#### 【準元利償還金】

一般会計等が負担する特別会計の元利償還金など、元利償還金に準ずるとみなされるもの

#### 【基準財政需要額算入額】

地方公共団体が1年間に標準的な行政を行うのに必要な経費として、普通交付税に算入された額

(単位：千円)

平成24年度 実質公債費比率	地方債の 元利償還金	準元利 償還金	特定財源	元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額	
12.9	= $\frac{(17,740,173 + 3,493,003)}{74,543,625}$		- $\frac{(3,365,870 + 9,452,800)}{9,452,800}$	× 100	
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額		

(参考)

平成23年度 実質公債費比率	地方債の 元利償還金	準元利 償還金	特定財源	元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額	
13.6	= $\frac{(18,079,444 + 3,496,615)}{74,185,892}$		- $\frac{(3,419,612 + 9,278,317)}{9,278,317}$	× 100	
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額		

単年度 指数	22年度	14.1%
	21年度	14.4%

22~24年度 3か年平均	13.5%
------------------	-------

21~23年度 3か年平均	14.0%
------------------	-------

	24年度	23年度	差額
地方債の元利償還金	17,740,173	18,079,444	△ 339,271
準元利償還金	3,493,003	3,496,615	△ 3,612
特定財源	3,365,870	3,419,612	△ 53,742
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	9,452,800	9,278,317	174,483
合計 (分子)	8,414,506	8,878,130	△ 463,624

平成24年度の実質公債費比率については、単年度で「12.9%」と前年度比0.7%の改善となりました。

主な要因として、地方債の元利償還金が、前年比339,271千円減額となっていることや算定式の分母となる標準財政規模が増額したことなどがあげられます。

平成24年度の実質公債費比率が12.9%であったことなどから、平成22年度から平成24年度までの3か年平均については「13.5%」となり、0.5%の比率改善となりました。

#### ④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。奈良市が抱える実質的な負債の残高が、税等の標準的な一年間の収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。将来負担額には、地方債残高だけでなく、借入金ではないものの契約により支払いを約束したもの（都市再生機構への学校建設立替金等）、土地開発公社の負債や損失補償契約を結んでいる第三セクターの負債、退職手当負担見込額等、奈良市が将来支払っていかねばならないものすべてを含めています。この比率が高いほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなります。

(単位：千円)

平成24年度 将来負担比率	将来負担額	充当可能基金	特定財源 見込額	地方債現在高等に係る基準 財政需要額 算入見込額	
196.5	$\frac{(289,298,267) - (3,992,186 + 39,587,091 + 117,769,751)}{74,543,625 - 9,452,800} \times 100$				
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		

(参考)

平成23年度 将来負担比率	将来負担額	充当可能基金	特定財源 見込額	地方債現在高等に係る基準 財政需要額 算入見込額	
204.0	$\frac{(293,390,569) - (4,080,464 + 40,973,903 + 115,911,251)}{74,185,892 - 9,278,317} \times 100$				
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		

#### 【将来負担額】

		24年度	23年度	差額
地方債現在高		218,935,232	200,579,894	18,355,338
債務負担行為に基づく支出予定額		51,987	880,590	△ 828,603
公営企業債等繰入見込額		42,971,807	44,534,913	△ 1,563,106
退職手当負担見込額		27,339,241	28,906,513	△ 1,567,272
設立法人の負債額等 負担見込額	土地開発公社	0	17,702,730	△ 17,702,730
	第三セクター等	0	785,929	△ 785,929
連結実質赤字額		0	0	0
合	計	289,298,267	293,390,569	△ 4,092,302

【充当可能財源等】

	24年度	23年度	差額
充当可能基金	3,992,186	4,080,464	△ 88,278
充当可能特定歳入	39,587,091	40,973,903	△ 1,386,812
基準財政需要額算入見込額	117,769,751	115,911,251	1,858,500
合 計	161,349,028	160,965,618	383,410

【公営企業債繰入見込額】

特別会計の地方債残高のうち、将来一般会計等が負担すると見込まれる額

平成24年度の将来負担比率については、「196.5%」となり前年度比「7.5%」の改善となりました。

前年度と比較すると、将来負担額は、①公営企業債等繰入見込額が「1,563,106千円」減額、②退職手当負担見込額が職員の削減により「1,567,272千円」減額したことなどにより、「4,092,302千円」の減額となりました。

これに対し、控除される充当可能財源等については、①地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が「1,858,500千円」増額になりましたが、②充当可能基金の額が「88,278千円」減額、③充当可能特定歳入が「1,386,812千円」減額したことにより、「383,410千円」の増額となりました。

したがって、差引負担額としては「4,475,712」千円の減額となったことにより、比率が改善されたこととなります。

